

広島市市民活動保険制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、広島市内の市民活動団体等の活動中の事故について、市民活動保険制度（以下「本保険制度」という。）をもって補償することにより、市民が安心して市民活動に参加できるように支援し、活動の活性化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民活動

広島市内の市民活動団体等が日本国内で行う別表1に掲げる活動で、無報酬（実費弁償程度のものを含む。）で行われる計画的かつ公益性のある活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除くものとする。また、広島市又は広島市が主に出資した法人若しくはこれに準ずる団体の行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬（実費弁償程度のものを含む。）で行う活動を含むものとする。

（2）市民活動団体

市民活動を計画的に行う非営利団体で、市民（市外居住者を含む。）により自主的に組織された広島市内に活動の本拠地を有する団体をいう。

（3）活動者

市民活動団体等において、市民活動を実践し、従事等する者（市外居住者を含む。）をいう。

（4）賠償補償対象者

市民活動団体、活動者、広島市又は広島市が主に出資した法人若しくはこれに準ずる団体をいう。

（5）傷害補償対象者

活動者をいう。

（対象外とする活動）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については本保険制度の対象外とする。

（1）園児、児童、生徒が行う学校行事

（2）山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動

（保険契約）

第4条 市は、本保険制度による補償を行うために損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するものとする。

（対象となる事故）

第5条 本保険制度の対象となる事故は、次の各号のいずれかに該当する場合において適用する。

（1）賠償補償対象者が、市民活動中に他人に身体傷害又は財物損壊等を与え、法律上の賠償責任を負担すること（以下「賠償事故」という。）によって損害を被る

場合

- (2) 傷害補償対象者が、市民活動中（市民活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路における往復中を含む。ただし、あらかじめその行動が予定されていたことが書面等により確認できる場合に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故（以下「傷害事故」という。）により死亡又は負傷した場合で、別表2に定める支給事由に該当する場合

（適用除外）

第6条 賠償事故のうち、次の各号いずれかに該当する場合は、本保険制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火等の天災による事故
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事による事故
- (7) 賠償補償対象者が所有、使用、管理等を行う自動車、船舶等又は動物による事故
- (8) その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

2 傷害事故のうち、次の各号いずれかに該当する場合は、本保険制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 傷害補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火等の天災による事故
- (4) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故
- (5) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故（ただし、日射や熱射による熱中症等は対象とする。）
- (6) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (7) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他医療処置による事故
- (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 山岳登山、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、外洋におけるヨット操縦等の危険な運動による事故
- (10) その他保険契約に適用される約款及び特約条項等に定めのあるもの

（賠償事故に係る補償金の種類及び限度額）

第7条 賠償事故において補償されるべき補償金の種類及び限度額は、次に掲げる損害又は費用の額に相当する合計額から別表3記載の自己負担額を減じた額とする。ただし、その額が次項に規定する限度額を超える場合は、補償金の額は当該限度額とする。

- (1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害
- (2) 損害の防止又は軽減のために賠償補償対象者が支出した費用で保険会社が承認したもの

- (3) 損害賠償責任の解決をするための訴訟、仲裁、和解、調停等に関し補償対象者が支出した費用で、保険会社が承認したもの
- (4) 賠償補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
- (5) その他保険契約で定める損害又は費用

2 前項に規定する補償金の限度額は、別表3の記載のとおり。

(傷害事故に係る補償金の種類及び限度額)

第8条 傷害事故において支給されるべき補償額の種類、支給事由及び補償金は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 別表2に掲げる補償金は、併給することができる。ただし死亡補償金と後遺障害補償金とを併給する場合にあっては、支給される補償金の額は、死亡補償金額を限度とする。

(事故発生報告及び事故審査通知)

第9条 賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、賠償事故又は傷害事故（賠償事故及び傷害事故の同時発生を含む。）が発生したと思われるときは、速やかに市長に連絡し、所定の報告書により遅滞なく市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、本保険制度の適用の可否について審査し、本保険制度の適用範囲内と判断する場合は、速やかに保険会社に通知するものとする。

(事故判定委員会)

第10条 市長は、前条第2項に規定する審査を行う際に必要と認めるときは、広島市市民活動保険制度事故判定委員会に意見を求めることとする。

- 2 前項の広島市市民活動保険制度事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補償金の請求)

第11条 賠償事故の補償金の支給を受けようとする賠償補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、補償金請求に必要な書類を提出するものとする。

- 2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする傷害補償対象者（死亡補償にあっては、死亡した者の法定相続人等）は、別表2に定める支給事由が確定した後（入院補償金及び通院補償金にあっては、全ての治療が完了した後、若しくは、傷害事故発生日から起算して180日目を迎える日のいずれかの早い日をもって支給事由が確定したものとする。）に、補償金請求に必要な書類を提出するものとする。

(補償金の支給に係る手続)

第12条 補償金の支給は、補償金請求者の指定する金融機関の口座への振込によるものとする。

- 2 前項の規定による手続きが終了したことにより、市は本保険制度による補償金の支払を完了するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項等を準用するとともに、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年2月18日から施行する。ただし、第4条に規定する補償期間は平成16年4月1日午後4時からとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月13日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1

広島市市民活動保険の対象活動

区 分	対 象 活 動
地域社会(コミュニティ)に関する活動	○地域清掃活動 ○交通安全運動 ○街並み・建物の保全活動 ○その他これらに類する地域活動(自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと) ○地域防災・防犯・防火活動 ○地域緑化運動 ○地域おこし
社会福祉に関する活動	○社会福祉施設等への協力活動 (送迎の介助、レクリエーション・趣味・行事等運営に関する支援・協力、慰問等) ○相談活動 (心配ごと相談、法律・制度などのガイドサービス、カウンセリングなどの専門サービス等) ○日常生活・自立生活の支援活動 (家庭訪問、家事援助、生活介助、給食サービス、外出援助、手話通訳、要約筆記、点訳等) ○地域の子育て支援 ○ひとり親家庭の自立支援 ○その他これらに類する社会福祉活動
保健医療に関する活動	○食生活改善 ○骨髄バンク等の推進普及 ○禁煙活動 ○その他これらに類する保健医療活動 ○成人病予防 ○エイズ予防 ○難病患者支援
環境保全に関する活動	○河川・海岸等のクリーン運動 ○ゴミの減量化 ○リサイクル活動 ○その他これらに類する環境保全活動 ○森林保全 ○公害の防止 ○自然エネルギー推進
教育・文化・スポーツに関する活動	(教育) ○不登校児教育 ○学童保育 (文化) ○伝統文化の継承・振興 ○美術館・博物館のボランティア(スポーツ) ○各種スポーツ指導 ○スポーツ教室の開催等スポーツ活動の普及 ○その他これらに類する教育・文化・スポーツ活動 (山岳登山・ハンググライダー操縦等の危険度が高いスポーツ活動は対象とならない。) ○非行防止 ○文化活動の指導・普及

区 分	対 象 活 動
国際交流・協力に関する活動	○留学生・帰国者・外国人との交流・支援 ○通訳ボランティア ○難民支援 ○発展途上国への援助・支援 ○その他これらに類する国際交流・協力活動
自主防災に関する活動	(地域防災活動) ○防災訓練 ○防災研修会 ○防災講演会 ○関係者会議 ○地域の防災に関する会議 ○「わがまち防災マップ」作成に係る活動 (災害時の防災活動) ○指定緊急避難場所の開設・運営・閉鎖支援 ○避難情報の伝達等 ○避難行動要支援者の避難支援 (災害時の被災者支援活動) ○指定避難所の開設・運営・閉鎖支援等の指定避難所運営マニュアルに基づく活動 (災害時の救援物資の提供) ○他地域への物資運搬に係る活動
その他	(消費者保護) ○消費者保護活動 ○自然食活動 (人権擁護) ○人権啓発・擁護活動 (平和の推進) ○戦争資料の後世への引継ぎ ○平和の語り部 (男女共同参画社会の形成) ○女性の地位向上 ○女性が働く環境づくり (市民活動支援) ○市民活動に関する情報収集・提供等、その振興に係る活動 (その他) ○特定非営利活動促進法第2条別表に掲げられた活動 ○その他これらに類する活動

別表２ 傷害補償対象者への支給事由

補償金の種類 (１名あたり)	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内に死亡した場合	７００万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内に別表４に掲げる後遺障害を生じた場合(その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は１８１日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合)	後遺障害の程度により、死亡補償金の３～１００％ 後遺障害補償金支払区分については、別表４のとおり。
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生日から起算して１８０日以内の間に限る。)	入院１日につき ３，０００円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合(当該傷害事故の発生した日から起算して１８０日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は９０日を限度とする。)	通院１日につき ２，０００円

別表３ 賠償事故に係る補償金の種類及び限度額

補償金の種類	補償金限度額	自己負担額
身体賠償	１名あたり限度額 １億円限度 １事故あたり限度額 ２億円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 ２億円限度)	５千円
財物賠償	１事故あたり限度額 １億円限度 (生産物賠償についてのみ保険期間中限度額 １億円限度)	５千円
保管物賠償	１事故あたり限度額 ３００万円限度 (保険期間中限度額 ３００万円限度)	５千円

別表 4 後遺障害補償金支払区分表

1 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき。…………… 1 0 0 %
- (2) 1 眼が失明したとき。…………… 6 0 %
- (3) 1 眼の矯正視力が 0. 6 以下となったとき。…………… 5 %
- (4) 1 眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の 6 0 % 以下になった場合をいう。）となったとき。…………… 5 %

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき。…………… 8 0 %
- (2) 1 耳の聴力を全く失ったとき。…………… 3 0 %
- (3) 1 耳の聴力が 5 0 c m 以上では通常の話声を解せないとき。…………… 5 %

3 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき。…………… 2 0 %

4 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき。…………… 1 0 0 %
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき。…………… 3 5 %
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき。…………… 1 5 %
- (4) 歯に 5 本以上の欠損を生じたとき。…………… 5 %

5 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき。…………… 1 5 %
- (2) 外貌に醜状(顔面においては直径 2 c m の癍痕、長さ 3 c m の線状痕程度をいう。)を残すとき。…………… 3 %

6 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すとき。…………… 4 0 %
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき。…………… 3 0 %
- (3) 脊柱に変形を残すとき。…………… 1 5 %

7 腕（手関節以上をいう）及び脚（足関節以上をいう。）の障害

- (1) 1 腕又は 1 脚を失ったとき。…………… 6 0 %
- (2) 1 腕又は 1 脚の 3 大関節中の 2 関節又は 3 関節の機能を全く廃したとき。…………… 5 0 %
- (3) 1 腕又は 1 脚の 3 大関節中の 1 関節の機能を全く廃したとき。…………… 3 5 %
- (4) 1 腕又は 1 脚の機能に障害を残すとき。…………… 5 %

8 手指の障害

- (1) 1 手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき。…………… 2 0 %
- (2) 1 手の拇指の機能に著しい障害を残すとき。…………… 1 5 %
- (3) 拇指以外の 1 指を 2 指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。…………… 8 %
- (4) 拇指以外の 1 指の機能に著しい障害を残すとき。…………… 5 %

9 足指の障害

- (1) 1 足の第 1 足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。…………… 1 0 %
- (2) 1 足の第 1 足指の機能に著しい障害を残すとき。…………… 8 %
- (3) 第 1 足指以外の 1 足指の第 2 趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき…………… 5 %
- (4) 第 1 足指以外の 1 足指の機能に著しい障害を残すとき。…………… 3 %

1 0 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき。…………… 1 0 0 %

(注 1)第 7 号から第 9 号までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(注 2)関節などの説明図

